

情報公開制度の運用状況について

五條市では、市民の皆さんに公文書の開示を求める権利を保障し、公正で開かれた市政を一層推進することを目的に、平成12年4月1日から情報公開を実施しています。

「情報公開」とは、市民の皆さんからの請求に応じて、市が保有する公文書を開示する制度です。

昨年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の各実施機関におけるこの制度の運用状況について、次のとおり公表します。

1 公文書の開示の請求件数および処理状況

- 1 市長に対する開示請求6件に対し、全部開示が2件、部分開示が3件、却下が1件でした。(重複あり)
- 2 議会に対する開示請求2件に対し、全部開示が2件でした。
- 3 教育委員会に対する開示請求7件に対し、全部開示が4件、不存在が1件、取り下げが2件でした。(重複あり)

2 不服申立の件数および処理状況

決定に対する不服申立は、ありませんでした。

個人情報保護制度の運用状況について

五條市では、個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護および公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的に、平成16年4月1日から個人情報保護制度を導入しました。

この制度は、自己に関する個人情報の開示請求権、誤った自己情報の訂正、削除や利用中止の請求権など、市民の皆さんに「自己の情報をコントロールする権利」を保障するものです。

昨年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の各実施機関におけるこの制度の運用状況について、次のとおり公表します。

1 個人情報取扱事務の届出件数

850件

2 開示、訂正、削除および中止の請求並びに決定の件数

- 1 市長に対する開示請求19件に対し、全部開示が3件、却下が16件でした。

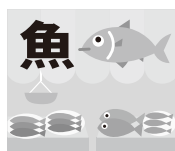
3 不服申立の件数および処理状況

決定に対する不服申立は、ありませんでした。

■問合せ先 庶務課行政係 ☎(内線206、208)



商業統計調査にご協力を



6月1日、商業統計調査が全国一斉に行われます。この調査は、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する基礎資料を得ることを目的に実施します。

全国の卸売業、小売業を営むすべての事業所が調査の対象となります。5月下旬から調査員が各事業所に伺いますので、皆さんのご協力をお願いいたします。

■問合せ先 庶務課統計係 ☎(内線236)

5月は 固定資産税・都市計画税(第1期) の納期です。

第1期の納期限は5月31日(木)です。

市役所本・支所担当窓口、取扱金融機関および郵便局で納付してください。

納税は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

■問合せ先

税務課徴収係 ☎(内線259、260)